

下諏訪町猫よけ器（超音波発生装置）購入補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、猫による糞尿等の被害を受けている町民の経済的負担の軽減及び町民の所有地又は借地に侵入する猫による糞尿等の被害軽減を図るため、猫よけ器の購入に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、下諏訪町補助金等交付規則（平成15年下諏訪町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「猫よけ器」とは、超音波を発生させることにより猫を遠ざける効果を有する器具で、町長が認めたものをいう。

（補助金の交付対象機器）

第3条 補助金の交付の対象となる機器（以下「対象機器」という。）は、新品で購入したもの、かつ、町内の居住敷地内に設置するものとする。

（補助金の交付対象者等）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) その属する世帯の全員が町税等を滞納していないこと。
- 2 補助金の交付対象となる台数は、1世帯につき1台に限るものとする。
- 3 第1項に掲げる者のほか、町長が特に必要と認めた場合は、補助金交付の対象とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助対象経費（以下「経費」という。）は、令和3年4月1日以降に、対象機器の購入に要した費用（消費税を含む。）とし、利用に要する費用その他の経費は含まないものとする。

- 2 補助金の額は、経費の3分の2に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、5千円を限度とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猫よけ器購入後、猫よけ器購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等（購入日、購入金額及び購入店名が確認できる書類）の写し
- (2) 品質保証書等（猫よけ器の製造元等が確認できるもの）の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の額を決定し、規則の様式により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 申請者は、前条の通知を受領後、速やかに猫よけ器購入補助金交付請求書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

猫よけ器購入補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

下諏訪町長 様

申請者 住 所 下諏訪町

氏 名

電話番号

下記のとおり、猫よけ器を購入したので、下諏訪町猫よけ器（超音波発生装置）購入補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の申請・実績報告をします。なお、申請者及び世帯構成員の世帯状況及び町税等の納付状況を担当職員が確認することに同意します。

記

猫よけ器の 設置先	住 所	下諏訪町
	世帯主氏名	(申請者との関係：)
	電 話 番 号	— —
設置した 猫よけ器	メーカ一	
	商 品 名	
	型式・品番	
	購入費合計	円
	設置完了日	年 月 日
<u>補助金交付申請額</u>		円

※添付書類

- (1) 領収書等（購入日、購入金額及び購入店名が確認できる書類）の写し
- (2) 品質保証書等（猫よけ器の製造元等が確認できるもの）の写し

町確認欄	年 月 日	職・氏名
------	-------	------

猫よけ器購入補助金交付請求書

年 月 日

下諏訪町長 様

申請者 住 所 下諏訪町

氏 名

電話番号

下諏訪町猫よけ器（超音波発生装置）購入補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			